

別表

番号	対象施設等	補助率 (沖縄県は2/3以内) (※：離島は5.5/10以内)	実施要件	主な内容	B/C 要件
1	養殖用種苗生産施設	1/2以内	—	養殖用の魚介類等をふ化・育成する施設	1 以上
2	養殖施設（養殖施設再配置を含む。）	1/2以内	・ 漁業管理、資源回復又は漁場環境の維持・改善の取組を阻害するおそれのあるもの（資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合など）は、対象としないものとする。 ・ 養殖施設再配置については、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に定める漁場改善計画に基づくこと。交付対象は繫留資材に限る。	魚介類等をいけす等に入れて飼育するための施設及び持続的養殖生産確保法に定める漁場改善計画に基づく養殖施設の再配置のための繫留資材	1 以上
3	漁獲物運搬施設	1/2以内※	年間取扱量が3,000 t 未満の地域又は水産物集出荷機能集約・強化対策事業基本計画が策定された地域であって離島等の条件不利地域を対象とするものであること。	漁獲物運搬船（離島等の条件不利地域に限る。）	1 以上
4	荷さばき施設	1/2以内※	・ 市場機能を有する場合は、「産地市場再編整備計画」及び「漁港における衛生管理基準について」に基づくものに限る。 ・ 卸売市場を整備する場合においては、水産物の取引参加者の新規参入の基準について、独占禁止法等の問題となるおそれがないものになっていること。	水産物の集出荷作業場（水揚げ・選別場、卸売場建物、検量施設等）	1 以上

5	省エネルギー型施設機能整備	1/2以内※	・施設稼働にかかるエネルギーの消費量又はそのコストを1割以上削減すること。 ・当該施設の利用状況が適切であること。	エネルギー消費量を削減するための施設の改築	1以上
6	ノリ高性能刈取船	1/2以内※	—	ノリ高性能刈取船	1以上
7	大型ノリ自動乾燥機及び設置に必要な上屋	1/2以内※	原則として規模が10連以上のものに限るものとする。	・大型ノリ自動乾燥機及び大型ノリ自動乾燥機の設置に必要な上屋 ・附帯施設のみの整備	1以上
8	漁場底質改善	1/2以内	・事業効果の把握のため、必要な情報の収集体制が整っていること。 ・5年後に生産量1割増加を目指すものに限る。	漁場の底質等の改善を目的として、堅くなった底質を耕すこと（耕うん）、底質を整えること（整地）、堆積物の除去（しゅんせつ等）	1以上
9	つきいそ	1/2以内	・漁獲規制を含む漁場管理規程を定めること。 ・事業効果の把握のため、必要な情報の収集体制を整えること。 ・5年後に生産量1割増加を目指すものに限る。	定着性の水産動植物又は広域性回遊を伴わない魚種の増産を図るための漁場の造成を目的として行われる自然石の投入等	1以上
10	放流用種苗生産施設	1/2以内	—	放流用の魚介類等をふ化・育成する施設	1とみなす
11	さけ・ます種苗生産等施設	1/2以内	・サケの放流尾数の都道府県内合計が過去3年連続して200万尾以上であること。 ・都道府県内のサケ沿岸来遊尾数（沿岸漁獲数と河川漁獲数との合計）が過去3年連続して1万尾以上であること。	さけ・ますの種苗生産、中間育成、放流、そ上等に係る以下の施設 1. 産卵のため河川に遡上してきたさけ・ます親魚を捕獲するための施設、捕獲した親魚のうち成熟していない親魚を成熟するまで管理するための施設、採卵するための施設（魚止め施設、河床整備、護岸、魚止め	1とみなす

				装置保管庫、蓄養池及び採卵室を含む。) 2. さけ・ますの受精卵及びふ化した仔魚を管理するための施設（検卵室、ふ化槽、ふ上槽及び養魚池を含む。) 3. さけ・ます稚魚を飼育・管理するための施設（管理室、倉庫、上屋施設及び飼育池を含む。) 4. 種苗生産施設や中間育成施設等の給排水を行うための施設（導水路、井戸、発電機施設及び排水路を含む。) 5. 給餌や飼育池の清掃を自動で行うための施設（水流式、ブラシ式等) 6. 稚魚の飼育により生じる糞等処理するための排水処理施設及び残滓処理施設（沈殿池、排水処理施設及び残滓処理施設を含む。) 7. 稚魚をいけす等に入れて海中で飼育するための施設（網いけす、浮子、ワイヤーロープ等の付属品を含む。) 8. 魚道の延長、導流堤等の魚道機能障害を回復するための施設（魚道の延長、導流堤等) 9. 取水堰堤等の河川を横断している構造物に設ける遡河性魚類等が上流へ遡るための通り道	
12	種苗中間育成施設	1/2以内	内水面漁業に係るものに限	種苗生産施設等で生産され	1 以上

			る。	た種苗を放流等に適したサイズまで育成するための施設	
13	病害汚染防止施設	1/2以内	内水面漁業に係るものに限る。	薬浴、洗浄等により魚病の伝染を防止するための施設	1 以上
14	加工処理施設	1/2以内※	漁獲物の簡易な加工処理施設に限る。	水産物の加工処理施設	1 以上
15	再生可能エネルギー利用施設・機能整備	1/2以内※	共同利用施設等へ太陽光、風力、水産系廃棄物等を原料としたバイオマス、雪氷熱等により発電したエネルギーを供給するために必要な発電施設及びそれに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。ただし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条の再生可能エネルギー発電設備の対象となる場合を除く。	・ 太陽光、風力、水産系廃棄物等を原料としたバイオマス、雪氷熱等の再生可能エネルギーを利用する発電施設であり、漁業地域の省エネルギー化や温暖化対策、循環型社会の構築等に資する施設及びそれに附属する設備 ・ 共同利用施設等における再生可能エネルギーの利用のための施設改築	1 とみなす
16	海業支援施設	1/2以内※	漁村特有の新鮮な魚介類等の提供等を通じて、水産業の振興を中心とした地域の活性化を図ることを目的として、加工作業所、地域水産物普及施設（加工品や郷土料理の展示及び販売提供等）、漁業体験施設、休憩所等、地域資源の付加価値創造を図る海業支援のための施設及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。	漁村特有の新鮮な魚介類等の提供等を通じて、水産業の振興を中心とした地域の活性化を図ることを目的とした加工作業所、地域水産物普及施設（加工品や郷土料理の展示及び販売提供等）、漁業体験施設、休憩所等、地域資源の付加価値創造を図る海業支援のための施設	1 以上

			ただし、加工作業所、地域水産物普及施設については、当該施設の全取扱量のうち3分の2以上が地域水産物であることとする。		
17	作業保管施設	1/2以内※	水産物の一時保管施設については、出荷前の一次処理施設を伴う場合に限る。	水産物の出荷前の一次処理、漁具等の保管施設	1以上
18	海水処理施設	1/2以内※	—	漁業生産関連作業又は水産物の流通を目的に使用する海水の殺菌処理等の施設	1以上
19	漁船保全修理施設	1/2以内	—	漁船の補修・修繕を目的として陸揚げするための施設	1以上
20	水産作業等軽労化機能整備	1/2以内	—	負担軽減、事故防止及びバリアフリー化のための段差解消、クレーン整備、電子化等のための施設改築、機器整備	1以上
21	放置艇収容施設	1/2以内	・原則として漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）に基づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。 ・当該漁港の区域内又は周辺水域等に係留されている放置艇を適切に収容し、漁船等との利用調整を図るために必要な以下の整備を行う。		1以上
	①簡易な係留施設		漁港及び周辺水域の放置艇対策として、漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1号のロに掲げる係留施設のうち簡易な浮棧橋、棧橋等及びこれらに附属す	漁港及び周辺水域の放置艇対策として、漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1号のロに掲げる係留施設のうち簡易な浮棧橋、棧橋等及びこれらに附属す	

			る設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。	る設備	
	②陸上保管・上下架施設		漁港及び周辺水域の放置艇対策として、プレジャーボート等を陸上に保管するために必要な上下架施設及び保管施設並びにこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。ただし、陸上保管施設の整備に必要な用地整備として、漁港施設用地の舗装等は交付の対象とするが、埋立等を伴う新たな用地造成は交付の対象としない。	漁港及び周辺水域の放置艇対策として、プレジャーボート等を陸上に保管するために必要な上下架施設及び保管施設並びにこれらに附属する設備	
	③突堤		漁港及び周辺水域の放置艇対策として、漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1号のイに掲げる外郭施設のうち、突堤及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。	漁港及び周辺水域の放置艇対策として、漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1号のイに掲げる外郭施設のうち、突堤及びこれらに附属する設備	
	④廃船処理経費		漁港及び周辺水域の放置艇対策として、漁港の区域内におけるプレジャーボート等の廃船（漁船以外）を処理するために必要な経費とする。	漁港及び周辺水域の放置艇対策として、漁港の区域内におけるプレジャーボート等の廃船（漁船以外）を処理するために必要な経費	
	⑤船舶等放置対策設備		漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき、船舶等の放置禁止区域等を示す看板、柵等及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。	船舶等の放置禁止区域等を示す看板、柵等及びこれらに附属する設備	
22	船舶離発着施設	1/2以内※	・原則として漁港及び漁場	離島における水産物出荷・	1以上

			の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）に基づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。 ・離島航路、定期船等の離発着に必要な待合所（休憩所、便所等）、浮桟橋、乗降設備、利便設備及びこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものとする。	島外流通に必要な、フェリー・定期便等の就航・係留のための浮桟橋、乗降設備、利便設備及びこれらに附属する設備（離島に限る。）	
23	岸壁等の軽労化施設	1/2以内	・原則として漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。 ・浮桟橋及びベルトコンベア、クレーン等の軽労化施設並びにこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。	浮桟橋及びベルトコンベア、クレーン等の軽労化施設並びにこれらに附属する設備（固定式の施設に限る。）	1 以上
24	航路・泊地の安全対策	1/2以内	・原則として漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。 ・航路及び泊地の安全対策に必要な灯標の設置及び除砂（除砂設備、除砂船及び	航路及び泊地の安全対策に必要な灯標の設置及び除砂	1 以上

			除砂作業に要する経費）を交付の対象とする。ただし、除砂を行う場合、次のア及びイの要件を満たすことが必要である。また、当該地区の除砂は、概ね5年に1回限りとし、その範囲は、航路・泊地の安全を確保するのに必要最小限の範囲とする。 ア 漁港管理者が当該水域の適切な維持管理を図っている漁港 イ 当該漁港の置かれている自然条件等の地域特性から、当面抜本的な埋没対策が困難な漁港又は突発的な要因により埋没が見られる漁港		
25	ゴミ処理施設、便所、緑地、駐車場等の環境施設	1/2以内	・原則として漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。 ・漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第2号のカに掲げる漁港環境整備施設のうち、植栽、運動施設、便所、休憩所、ゴミ処理施設、駐車場（立体駐車場を含む）及びこれらに附属する設備	漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第2号のカに掲げる漁港環境整備施設のうち、植栽、運動施設、便所、休憩所、ゴミ処理施設、駐車場（立体駐車場を含む）及びこれらに附属する設備	1以上
26	漁港機能改善施設	1/2以内	・原則として漁港及び漁場の整備等に関する法律に基		1以上

		づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。 ・次に掲げる施設の既存施設について、漁港機能の向上を図るために必要な小規模な改良を行うものとする。		
	①防波堤、護岸等の外郭施設	・漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1号のイに掲げる外郭施設及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成しているものを交付の対象とする。 ・外郭施設には当該施設の機能上、利用上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属設備として、係船柱、係船環、防衝設備、階段、はしご、防護柵、車止め、照明設備、灯標又は防風設備等を設置することができる。	漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1号のイに掲げる外郭施設及びこれらに附属する設備	
	②岸壁、船揚場等の係留施設	・漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1号のロに掲げる係留施設のうち、岸壁、物揚場、船揚場（以上においては、埋立てを伴う場合を除く。）、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成しているものを交付の対象とする。 ・岸壁、物揚場、栈橋、浮栈橋等には、当該施設の機	漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1号のロに掲げる係留施設のうち、岸壁、物揚場、船揚場、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋及びこれらに附属する設備	

		能上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属設備として、防舷材、係船柱、係船環、車止め、照明設備、灯標、防風設備、階段、はしご、防護柵若しくは排水溝に附帯する沈砂地又はスクリーンを設置することができる。 ・船揚場には、当該施設の機能上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属設備として、係船環、照明設備、車止め、防護柵、防風設備又は滑り材を設置することができる。		
	③臨港道路等の輸送施設	・漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第2号のイに掲げる輸送施設のうち、道路、橋及びこれらに附帯する施設で、当該施設を構成しているものを交付の対象とする。 ・道路及び橋は、車道、歩道、中央帯、路肩、停車帯等により構成されるものとする。 ・道路及び橋には、当該施設の機能上、安全上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属設備として、防護柵、車止め、照明設備、街路樹又は植栽、道路標識、橋梁桁下の標識、防雪設備又は除雪、融雪設備等を設置することができる。	漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第2号のイに掲げる輸送施設のうち、道路、橋及びこれらに附帯する施設	
	④漁港施設用地の舗装等	漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第2号のハに掲げる漁港施設用地につ	漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第2号のハに掲げる漁港施設用地につ	

			いて、舗装、インターロッキングの設置等を交付の対象とする。	いて、舗装、インターロッキングの設置等	
27	密漁等監視施設	1/2以内	・密漁被害があること。 ・施設の適切な運用に足る人員が確保されていること。 ・地方公共団体が保有する監視船は助成対象外とする。	漁場監視レーダー、監視カメラ装置、鉄塔、監視所等により構成される施設や漁場監視船	1 とみなす
28	電力・燃油補給施設	1/2以内※	—	電力・燃油補給施設(固定式のもの)	1 以上
29	深層水等利活用施設	1/2以内※	・原則として漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき指定された漁港の区域内及びその背後集落とする。ただし、漁港の区域外の海域や漁港の背後集落外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。また、港湾法（昭和25年法律第218号）に基づく港湾で行う場合には漁業活動が行われている地域であり当該事業が水産業の振興に資すると認められる場合に限る。 ・深層水等の清浄海水の取水管、導水管、浄水管、送水管、配水管等及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。なお、配水管は共同利用施設へ配水するための幹線及び主要な支線とし、個別給水管を含まないものとする。また、所要の	深層水等の清浄海水の取水管、導水管、浄水管、送水管、配水管等及びこれらに附属する設備	1 以上

			清浄を確保するのが困難な場合は、滅菌処理等の施設を整備することができる。 ・また、深層水等を利活用した製氷施設及び水産物加工施設並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものをあわせて整備することができる。		
30	鮮度保持施設	1/2以内※	国産水産物を3分の2以上扱う施設に限る。	水産物を対象とした製氷施設、貯氷施設、冷凍施設、冷蔵施設	1以上
31	水産廃棄物等処理施設	1/2以内※	—	へい死魚、加工残さ、排水等の処理施設、再資源化施設	1とみなす
32	養殖場環境管理施設	1/2以内	養殖場の環境管理のために設置するものに限る。	海況観測装置（海上ブイ）、送受信装置等により構成される施設	1とみなす
33	防災対策関係施設	1/2以内※ （南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条に定める津波避難対策緊急事業計画に基づき実施する事業により整備される施設については2/3以内）	・次のa又はbに該当する集落を対象とする。 ただし、災害に強い漁業地域づくり事業実施要領（平成7年4月1日付け7水港第1070号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業基本計画を策定した地区とする。 また、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについては、この限りでない。 a 漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき指定された漁港及びこれらの漁港の背後に位置する集落 b 漁業センサス（指定統		1とみなす

			計第67号)の対象となる 漁業集落		
	①異常気象監視施設		異常気象発生時において、 漁港内等の安全確認のために 必要な監視カメラ等及び これらの附属設備の整備	異常気象発生時において、 漁港内等の安全確認のため に必要な監視カメラ等及び これらの附属設備	
	②非常用電源施設		災害時を想定した非常用電源を 確保するための施設及び これらの附属設備の整備	災害時を想定した非常用電源を 確保するための施設及び これらの附属設備	
34	水産情報高度利用施設	1/2以内	—	衛星からの海況情報や漁船の 安全航行（漁業者落水時の 自動通報等を含む。）のため の無線情報等の送受信施設 （陸上の固定局に限る。）	1とみなす
35	衛生環境強化機能整備	1/2以内	—	共同利用施設における衛生 環境強化のための施設改築 、機器整備	1以上
36	地下海水取水施設	1/2以内	—	魚介類等の養殖又は養殖用 種苗生産に利用するための 地下海水の取水施設の整備	1以上
37	水産資源評価・管理のための電子化 推進施設・機能整備	1/2以内	—	産地市場における漁獲情報 、漁場における海況情報等 の水産資源評価・管理に活用 する情報を電子化するための 施設・機器整備	1とみなす
38	その他、浜の活力再生広域プランで 必要となる施設	1/2以内※	所得の向上に関連する施設 に限る。	機器、車、船及び宿泊施設 を除く。	1以上
39	上記の附帯施設	本体施設に同じ	—	本体施設と一体的に整備し 、本体施設の機能を補完する もの。	—